

大阪市告示第48号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、大阪南港ポートタウン管理センターにおける事務室の貸付に伴う賃貸料及び共益費並びに集会室等の使用料等の徴収及び収納に関する事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年1月16日

大阪市長 横山英幸

1 指定公金事務取扱者

(名称) 大阪港振興株式会社

取締役社長 高瀬貢

(所在地) 大阪市港区築港3丁目7番15号

2 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和7年12月4日

3 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和7年12月4日

(大阪港湾局計画整備部事業戦略課)